

## 横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定について

10月27日の第24回横浜市環境創造審議会で示した「改定の考え方(1)の①から⑤、及び(2)」のうち、(1)の③④及び(2)について、以下に示す方向性により検討を進めます。

### (1) 環境管理計画

#### 改定の考え方①

環境に関する各分野の個別計画が策定され、個々の取組が進められていることから、環境管理計画は個々の具体的取組を掲げて推進するよりもむしろ、総合計画として環境施策全体が目指している方向性を示していく必要があります。

《改定の具体的な方向性》

・現計画では、6つの環境施策(地球温暖化対策、生物多様性ほか)について、具体的な取組内容やその短期的な目標(4年を単位)を定め、管理を行っており、個別計画との重複感があります。これを解消するため、具体的取組の推進については分野別計画に委ねるとして、短期的な目標は設定せず、環境管理計画では各分野が目指している中長期的な目標(2025年度まで)やその取組方針を重点的に示します。

【第1回部会】

・「生活環境」の分野については、新たに個別計画を策定し、安全で安心・快適な生活環境の保全に向けて、着実な推進を図ります。

#### 改定の考え方②

目標実現に向けて、環境施策全体の推進力を高めていくため、社会状況の変化を踏まえ「取組姿勢」や「各環境側面からの基本施策の取組方針」などを見直します。見直しに際しては、2015(平成27)年の改定で定めた「災害への対応」や、一層の重要性が謳われている「環境と経済、まちづくりとの連携」などを踏まえる必要があります。

《改定の具体的な方向性》

・2015(平成27)年の改定で掲げた「環境価値と防災・減災との両立」の考え方や、複雑化・多様化する環境問題の解決に向けては、様々な主体との連携が必要であることから、それらの考え方を踏まえて 取組姿勢を見直します。また、「経済」、「まちづくり」、それらを担う「人・地域社会」の 取組方針についても、現状の状況等を踏まえて見直します。

【第1回部会】

・6つの環境施策(地球温暖化対策、生物多様性ほか)については、各施策が目指す2025年の目標実現に向けて、現在の状況等を踏まえて「取組方針」を見直します。

【第3回部会予定】

### 改定の考え方③

2016年12月に策定された国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において、「SDGs実施に向けては、国や企業、自治体での取組が不可欠」とされています。また、SDGsの17のゴールのうち少なくとも12ゴールが環境施策に関連すると言われていることから、SDGsの考え方を踏まえて検討する必要があります。

《改定の具体的な方向性》

【資料3 横浜市の環境施策と持続可能な開発目標(SDGs)の関連について】を参照

### 改定の考え方④

持続可能な社会の実現に向けては、行政だけでなく、家庭・地域・学校・市民活動団体・事業者等あらゆる主体が協働して取組を推進する必要があります。そのため、あらゆる人があらゆる場で学び、環境行動を実践できる場を充実させていく必要があります。このため、環境教育の位置づけを明確にします。

《改定の具体的な方向性》

・環境教育を環境施策の柱の一つと位置づけます。

【資料2 「環境教育」の位置づけについて】を参照

### 改定の考え方⑤

環境管理計画は、市民や企業の方が、横浜市の環境状況や環境行政が目指す方向性などを理解し、関心をもっていたことを役割の一つとしています。横浜の環境状況の全体像をわかりやすく伝える工夫や、計画自体のわかりやすい構成・表現とすることも重要です。

【第3回部会予定】

## (2) 生物多様性横浜行動計画

### 改定の考え方

生物多様性横浜行動計画は、環境に関する様々な施策を生物多様性の視点で総合的にまとめ、その取組を推進していく環境行政の基軸となる計画である。環境行政の総合計画である環境管理計画とともに、今後さらに強力に環境施策を推進していくため、同じ方向を見据えながら、改定をする必要があります。

「生物多様性の主流化」を進めるためには、一人ひとりの主体的な取組を促すために、市民、企業等の様々な関係主体や幅広い世代に対して、わかりやすく伝えることが必要です。

《改定の具体的な方向性》

【資料1 生物多様性行動計画(ヨコハマbプラン)の改定の方向性について】を参照